

平成27年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第17日（平成27年 7月 8日 水曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案第37号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」から議案第44号「窪津漁港区域内における公有水面の埋立てについて」までの議案8件並びに平成27年土佐清水市議会定例会6月会議で付託した陳情の審査結果について

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 農業委員会委員の推薦について

日程第3 議員派遣について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 田中耕之郎君 | 2番  | 岡本詠君  |
| 3番  | 細川博史君  | 4番  | 前田晃君  |
| 5番  | 浅尾公厚君  | 6番  | 森一美君  |
| 7番  | 小川豊治君  | 8番  | 西原強志君 |
| 9番  | 永野裕夫君  | 10番 | 岡崎宣男君 |
| 11番 | 仲田強君   | 12番 | 武藤清君  |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

|        |      |      |       |
|--------|------|------|-------|
| 議会事務局長 | 山下毅君 | 局長補佐 | 伊藤牧子君 |
| 議事係長   | 池正澄君 | 主事補  | 宮口佑司君 |

主 事 谷岡 賢 君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                                             |         |                            |         |
|---------------------------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                                         | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                      | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長                      | 山本 豊 君  | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員 | 野村 仁美 君 |
| 企 画 財 政 課 長                                 | 早川 聡 君  | 総 務 課 長                    | 木下 司 君  |
| 危 機 管 理 課 長                                 | 横畠 浩治 君 | 消 防 長                      | 田村 光浩 君 |
| 消 防 署 長                                     | 上原 由隆 君 | 健 康 推 進 課 長                | 戎井 大城 君 |
| 福 祉 事 務 所 長                                 | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長                    | 二宮 真弓 君 |
| 環 境 課 長 兼<br>清 掃 管 理 事 務 所 所 長              | 坂本 和也 君 | ま ち づ く り 対 策 課 長          | 横山 周次 君 |
| 観 光 商 工 課 長                                 | 岡田 敦浩 君 | 農 林 水 産 課 長                | 文野 喜文 君 |
| 水 道 課 長                                     | 田村 和彦 君 | じ ん け ん 課 長                | 田村 善和 君 |
| し お さ い 園 長                                 | 中島 東洋 君 | 収 納 推 進 課 長                | 倉松 克臣 君 |
| 教 育 委 員 長                                   | 竹田 陽 君  | 教 育 長                      | 弘田 浩三 君 |
| 学 校 教 育 課 長                                 | 中津 健一 君 | 生 涯 学 習 課 長                | 中山 優 君  |
| 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー<br>所 長 | 弘田 条 君  | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長   | 沖 比呂志 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長                             | 小松 高志 君 |                            |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成27年土佐清水市議会定例会6月会議第17日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出議案第37号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」から議案第44号「窪津漁港区域内における公有水面の埋立てについて」までの議案8件並びに今6月会議で付託した陳情の審査結果を一括議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 小川豊治君。

(予算決算常任委員会委員長 小川豊治君登壇)

○予算決算常任委員会委員長(小川豊治君) 皆さん、おはようございます。

平成27年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第37号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算(第1号)について」

(1)歳入については、特に意見もなく、了承いたしました。

(2)歳出中、3款1項3目19節 シルバー人材センター補助金について、説明を求めました。

執行部によりますと、高齢者活用・現役世代サポート事業として、小・中学校へ用務員を派遣する事業を新たに実施することによるもので、これまではシルバー人材センターが請け負う形であり、学校から要請を受け、用務員の業務について指示をする取り扱いであったが、今後は派遣事業として、学校長が用務員へ業務内容の範囲内において、直接指示することにより、柔軟な対応が図れること。

また、シルバー人材センターから派遣労働者が労災保険適用対象になり、福利厚生面でも充実するとのことであり了承いたしました。

同じく、6款1項1目19節 土佐清水外商流通補助金の交付先の構成メンバー及び代表者について説明を求めました。

執行部によりますと、代表者は三崎地区の「みやむら」、事務については窪津漁協が行い、新谷商店、ウエルカムジョン万カンパニー等、計20事業者が参画する予定である。神戸にオープンした居酒屋土佐清水ワールドへ食材を供給することに対する補助金として計上しているとのことであります。これに対し、委員より、大都市圏等の流通を見込んでいるということだが、顧客については問題ないと判断してよいか、農産物の供給については、厳しいのではないかと意見が出され、執行部より主に魚介類、乾物が中心である。野菜については、輸送等により、鮮度が保てないことから、集荷が難しいが、「みやむら」が代表となり、できる限り清水の食材を使っただけよう努力している。今後も土佐清水市の特色ある産品を素材として提供できるよう、取り組んでいくとのことであり、了承いたしました。

その他、歳出については、特に意見もなく了承いたしました。

2、議案第38号「平成27年度土佐清水市水道事業会計補正予算(第1号)について」

議案第39号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」

以上、2件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 続いて、報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長 仲田 強君。

（総務文教常任委員会委員長 仲田 強君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（仲田 強君） おはようございます。

平成27年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第40号「固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第41号「半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部によりますと、それぞれ法律、省令の改正に伴う一部改正であり、過疎税制に係る課税免除についての対象事業は、「製造業」、「旅館業」、「情報通信技術利用事業」であり、対象要件を満たすものにあつては、全額課税免除となり、適用期限を平成29年3月31日まで2年間延長するとのことであります。

また、半島振興地域における不均一課税についての対象事業は、これまで「製造業」、「旅館業」であったが、今回これに「有線放送業」、「情報通信技術利用事業」「農林水産物等販売事業」の3事業を追加し、追加した事業の取得価格要件は500万円以上とした上で、適用期限を平成29年3月31日まで2年間延長するものとの説明を受け、了承いたしました。

以上、2件につきましては、採決の結果、全会一致で可決といたしました。

続きまして、平成27年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました陳情の審査の概要と結果についてご報告いたします。

陳情第3号「市が発注する公共工事において、家具工事を市内木工業者に分離発注することを求める陳情書」であります。

本件につきましては、市内で障子・ふすま・注文家具他建具を製作する個人経営者より、昨今の建具工事に関係する仕事がプレハブメーカー、またハウスメーカー等々にかわり、既製品が多く使用されるようになって、家1軒の注文建具のうち、市内木工業者が製作するのはほんの数枚しかない状態で、建具業を営む者の環境は、非常に厳しい状況にあり、危機感を持っています。

また、家具工事は、請負建築業者の工事の中に発注されているため、直接注文を請け負うことがなかなかできず、このままでは後継者を育てることもかなわず、ますます高齢化社会が進み、土佐清水市に建具の修理をする人材もいなくなりかねない状況になってくることから、市が発注する公共工事について、建築主体工事から木工建具及び家具工事を分離発注することを求める陳情であります。

執行部によりますと、本件について、高知県及び近隣自治体も分離、分割発注しておらず、本市においても指名競争入札として建築主体工事からの木工建具及び家具工事だけ分離発注することについては、市内のさまざまな業種の分離発注についても考えなければならず、施工性、工期の面から問題が生じてくること等々により、現在は考えていないが、公共施設の木工建具及び家具の修繕工事や、木工建具の新設等については、建設業許可の要らない範囲内で地元木工建具店のみの入札を今後、実施する必要があると考えているとのことであり、また、落札した業者に対して、できる限り、地元業者への下請けをお願いしたいと考えているとのことでありました。

これを受けて、委員から地元業者が厳しい環境に置かれていることは十分理解できるため、何とか手を差し伸べていかなければいけないことと、委員会から執行部へ前向きな努力をお願いいたしました。当委員会といたしましては、慎重に検討し採決した結果、挙手少数で不採択といたしました。

以上のとおり、ご報告いたします。

○議長（永野裕夫君） 続いて、報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長 岡崎宣男君。

（産業厚生常任委員会委員長 岡崎宣男君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（岡崎宣男君） おはようございます。

それでは、産業厚生常任委員会の審査の概要と結果について報告をいたします。

平成27年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第42号「土佐清水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

2、議案第43号「清水漁港区域内における公有水面の埋立てについて」

につきましては、まず、埋立ての内容や目的について、執行部に説明を求めました。

執行部の説明によりますと、来る南海地震に備えて、清水漁港区域内（越地区）の岸壁を延長90m、幅6.5mにわたって、耐震岸壁化するため埋め立てるもので、これにより緊急時に

は、この岸壁から輸送物資の搬入が行えるよう、防災拠点港として整備が進められるとのことであり、了承をいたしました。

### 3、議案第44号「窪津漁港区域内における公有水面の埋立てについて」

委員より、埋立ての目的と効果はどういったものかとの意見が出されました。

これに対し、執行部より窪津漁港区域内に臨港道路を整備するための埋立てであり、整備後は、漁業者の利便性及び交通の安全性の向上が図られるとのことであり、了承をいたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会副委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会副委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会副委員長は、自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、今6月会議で付託した陳情の審査結果についてもあわせてお願いいたします。

質疑の方はございませんか。

12番、武藤 清君。

○12番（武藤 清君） 委員長、お尋ねしますが、議案については、特に何の問題もないと思いますが、陳情の件について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

内容を今、報告いただきましたので、その内容について、どうこうというものではありませんが、執行部の対応というか、考え方、それから委員会での委員の皆さんの執行部に対する要請も射た発言ではないかというふうに思っておりますが、この報告にある以外で、例えば、行間に埋もれておるようなことが、もし委員会審査の中であるとすれば、教えてくれませんか。

報告の内容について文句はありませんが、報告の内容というのは、限られたページ数の中で報告がありますから、文言にあらわして報告のない部分、行間に隠れておる部分があるのではないかと思いますので、もし総務文教常任委員長の判断で教えていただけるようなものがあれ

ば、教えていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員会委員長（仲田 強君） 文言に隠れた分は今回の審査の中ではございませんでした。ただ、今回の委員会での話の中で、議長も含めて、最初、要望書として出てきた。そして市内業者、4業者が連名で1つの要望という形で取り扱って、そして陳情書という形になって、委員会のほうに付託された。これはご案内のとおりです。

その中で、やはり業者のひっ迫しているその状況というものが述べられまして、そして、どのようにしたらええか、またこういう応えていくためにということでの審議をやったわけですが、先ほど、報告いたしましたように、やはり執行部の対応というものを十分判断しながら、そして、今までの分離分割発注というのは、なかなか厳しい。建具だけすれば、ほかにそれこそサッシもしなくちゃいけないし、またガラス業者、いろいろそれぞれ個々にわたっての部分になるという、そういう業種の種類等が並べられたことは間違いありません。

ただ、報告に対して、それ一つ一つ挙げる必要もないということで、こういう報告になっております。

○議長（永野裕夫君） 12番、武藤 清君。

○12番（武藤 清君） 報告内容につきましては、執行部のほうの考え方として、木工・建具店のみの入札についても、今後、実施をする必要があるのではないかというふうに考えておいて、できる限り、地元業者への下請けをお願いしたいと考えているというような説明があった。執行部に対しては、前向きな努力を頼むというやりとりがあったようですから、これ大変よかったのではないかというふうに思っております。

ただ、結論が出たことで、結論にどうこうは言いませんけれども、採決の結果というのは、採択か不採択かで、二者択一になります。こういう委員長報告があって、結論がこうなったという一覧表にはならないと思うのです。そうすると、結論として、いきなり不採択で切り捨てるというような結論のあり方がどうなのか。例えば、陳情者に話しかけて、執行部はこういう考え方を持っているが、取り下げをしたらどうかというような委員長というか、委員会として、陳情者に対してのそういうやりとりというのがあってしかるべきで、例えば、結論として取り下げを陳情者が出したということもあるのではないか。切ってしまうと、どうもイメージとしてどうなのかなという思いがしましたので、そういう点のやりとりは特になかったということですか。

○議長（永野裕夫君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員会委員長（仲田 強君） 業者とのやりとりとは、直接はしておりませんが、議長がそういう意味で、要望を聞いて、また要望書が提出されたときに、そういった中で

業者の思いというのは、こういう1つの入札制度というものに混乱をもたらすことに関しては、自分らとしては望んでいないと。

ただ、今回はこういう分離分割発注まで要望しなくてはいけないほどの厳しい経営状態、また、後継者不足等での厳しさがあるということで、今回、あえて出させていただいたという、そういう話も出ました。ですから、ある意味で不採択になるということに関して、極端な抵抗を感じるということはないと思います。

ただ、不採択、採択の中で、5人しかおりませんので、委員会が。委員長は別ですが、1人は分離分割発注に賛成という手は挙げたことは間違いないです。

○議長（永野裕夫君） 12番、武藤 清君。

○12番（武藤 清君） 了解は了解なのですが、特に今のそういういきさつを議長が挟んでそういういきさつがあったということであるとすれば、ならさらやっぱり議会の責任としては、取り下げという方向もあったのかなという気がしましたので、どういう経過がということで質問しただけです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員会委員長（仲田 強君） せっかく質問いただいたので、ありがとうございます。

この後は、業者のほうに十分に得心のいただけるような報告等はさせていただくと、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。



以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時23分 休 憩

午前10時58分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第37号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第37号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第37号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号「平成27年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第38号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第38号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第39号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第39号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号「固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第40号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第40号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号「半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第41号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第41号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号「土佐清水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第42号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第42号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号「清水漁港区域内における公有水面の埋立てについて」を採決いたします。

議案第43号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第43号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号「窪津漁港区域内における公有水面の埋立てについて」を採決いたします。

議案第44号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第44号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、今6月会議で付託した陳情の審査結果についてを採決いたします。

陳情第3号「市が発注する公共工事において、家具工事を市内木工業者に分離発注することを求める陳情書」の審査結果についてを採決いたします。

陳情第3号に対する委員長の報告は、不採択であります。

陳情第3号について、これを採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立少数であります。

よって、陳情第3号は、不採択とすることに決しました。

日程第2、「農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

本件につきましては、本市農業委員会委員の任期が来る7月31日をもって満了となります。

8月1日以降3カ年は、新しい委員による任期となります。

つきましては、この際、農業委員会等に関する法律第12条第2号及び土佐清水市農業委員会の選挙等による委員の定数条例第2条の規定により、議会推選の農業委員会委員として、2人の委員の推薦をお願いするものでございます。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております農業委員会委員の推薦については、議長の指名推選といたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議長の指名推選とすることに決しました。

農業委員会委員の推薦について、次の2人を指名推選いたします。

土佐清水市下ノ加江2804番地5の3、山本美加君、昭和45年5月4日生まれ。

土佐清水市三崎2771番地1、橘なぎさ君、昭和37年4月6日生まれ。

以上、2人を推薦することにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、以上2人を推薦することに決しました。

農業委員会等に関する法律第12条第2号及び土佐清水市農業委員会の選挙等による委員の

定数条例第2条の規定により、以上、2人を委員として推薦いたします。

ただ今、市議会議案第4号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第4号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第4号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第4号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、武藤 清君。

○議会運営委員会委員長(武藤 清君) 提案理由につきまして、ご説明をいたします。

市議会議案第4号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

主な改正内容としましては、近年の男女共同参画の状況にかんがみ、市議会においても女性が活躍できる環境の整備を図るため、女性議員が出産を理由に本会議や委員会などを欠席できる規定を加えるものであります。

具体的には、第2条に「議員は出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ、議長に欠席届を提出することができる」との事項を加え、第91条に「委員は出産のため、出席できないときは、日数を定めてあらかじめ委員長に欠席届を提出することができる」との事項を加えることとしております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長(永野裕夫君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第4号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第4号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第4号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第4号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を採決いたします。

市議会議案第4号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第5号「教職員不足を解消する施策の拡充を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第5号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第5号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第5号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前田 晃君。

(4番 前田 晃君登壇)

○4番(前田 晃君) 市議会議案第5号「教職員不足を解消する施策の拡充を求める意見書の提出について」につきまして、案文の部分に補足を加えまして、提案理由の説明をいたします。

高知県では今、教職員不足が深刻です。

教職員の異動発表時に臨時教員が5名着任する予定だった学校に3名しか着任せず、その席は空白のまま授業が行われている学校があります。病気休暇の代替教員が配置されず、教頭先生が学級担任になって授業を行っている学校があります。学力向上対策等で支援員を配置する予定であったにもかかわらず、配置する人がいないということで、少人数指導や加力指導ができないままの学校があります。養護教諭として着任する人がいないので、隣接校の養護教諭に兼務発令をして、日常の業務をこなしている学校があります。小学校1年生で県独自の30人学級措置をしようとしても、配置できる教員がいないため、30人学級の措置ができないまま1年間授業をしようとしている学校があります。

これらは全て、臨時教職員が不足していることから生まれている実態です。こうした事例が既に30校以上の学校で起こっています。該当の市町村教育委員会では、その対応に苦慮しているのが現実です。

高知県では、1年間に約300人の教職員が病気休暇・産休等で現場から離れることが起こっています。年度の最初である1学期の時点でこれだけの臨時教員がいない状態では、これから先の代替教員確保が大変危惧されます。

子どもたちに行き届いた教育を保障するためにも、また県の施策である学力向上を図るためにも、今こそ教職員を確保し「先生のいない教室」を未然に防ぐ緊急の取り組みが求められます。

以上の理由によりまして、

- 1、臨時教職員と高知県での教員志望者の確保に向けて、緊急かつ特段の配慮と措置を行うこと。また、より一層の臨時教職員の待遇改善を実現すること。
- 2、必要な教職員は、正教職員で配置すること。
- 3、教職員の病休取得者が減るよう、労働安全衛生の施策を充実させること。

この3点を県並びに県教育委員会に要請をするものです。

なお、本市におきましては、現在、臨時教職員の不足による学校現場での欠員は生じていません。

しかし、これから後に、病気や事故などの突発的な事情による教職員の休職で、欠員が生じることが十分に考えられます。現状では、欠員がなく、正常に学校運営ができていまして、この先も同じようにできるとは限りません。

臨時教職員不足の問題は、県下共通の課題であって、1自治体だけで解決できる問題ではありません。ですから、本市においても教職員不足を解消する施策を要請することが必要だと考えています。そのことを申し添えまして、提案理由の説明といたします。意見書の提出に賛同していただきますよう、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第5号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第5号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第5号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番、仲田 強君。

（11番 仲田 強君登壇）

○11番（仲田 強君） まず、議長にお願いを申し上げます。

この意見書提出案に対して、総務文教常任委員会で取り扱う方向に入っておりまして、その中で、この意見書案が最終的には個人の意見として追加し、この本会議の中で示された。そういう状況の意見書提出案の議案説明というのは、いかがなものかと。この点、議運のほうでしっかりとやってください。そのことをお願いしたいと思えます。

というのは、私は反対討論の立場でおります。市議会議案第5号「教職員不足を解消する施策の充実を求める意見書の提出について」に対して反対の討論を行います。

去る3日の総務文教常任委員会におきまして、提出者より総務文教常任委員会からの意見書提出を図りたいと。その要請を受け、取り扱った経過がありますので、その経過を踏まえて意見を述べてまいります。

委員会から意見書を提出するには、委員の総意が必要でありますと認識していますので、意見や質問を求めました。

委員から本市の現状についての質問に対し、教育長からの答弁ですが、結論から言うと、誰一人欠員はおらないとのことでした。その後、詳しい状況の説明がありました。要点を述べますと、27年度の異動を前に、危惧していた点は、中浜小学校、足摺岬小学校、下川口小学校

の配置の件であった。県教委は、養護教諭あるいは事務職の配置の目安を児童数20名から25名あたりを目安としていて、その上、いろいろな条件を加味して配置するか否かを決定しており、中浜小学校は18名、足摺岬小学校は24名ですので、養護教諭、あるいは県の事務職が配置されないのではとのプレッシャーを持って、異動の交渉に臨んだ。

また、下川口小学校は、1、2年生は合わせて8名ですので、9名以上いないと複式になり、正規どおりにこられると、複式になる状況であったと。結果は、全て配置されておると。そして国が決めた基準プラスアルファの部分の加配についても言及され、清水小学校で5名、清水中学校で12名の恩恵を受けている。

また、下川口小学校の場合も、正規では配置されずに、複式に該当するが1名の加配がなされている。そして、この6月に産休に入った教員のかわりも、早速臨時教員が着任しているなど、何一つ欠けていないとの説明でした。

今回、意見書案が総務文教常任委員会に投げかけられたことで、本市の現状をつまびらかにし、教育長を先頭に市教育委員会の対応のご努力を知り得たことは大変意義があったと思います。

しかしながら、県教委と市教委の良好な連携が果たされていることを十分に認識したことによって、本市の学校教育に資するべき本議会が、この時期に県知事と県教育長あてに意見書を提出することが妥当であるかと考えた結果、反対に至りました。こういう私の反対討論です。あなたの言ったのは、全くこの部分を総務文教常任委員会でやったことをまたネタにして意見書をつくり直しているじゃないか。こういうことは許されるかどうか、しっかりと吟味してください。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 以上で、通告による討論は終わりました。

なお、ただ今、11番、仲田議員から議長に対しまして、意見書をしっかりと精査し、取り扱いを考えるべきだということの意見をいただいておりますので、このことにつきましては、本日あとで議運を開くようにいたしたいと思っております。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 11番、仲田 強君。



○11番（仲田 強君） 採決に入る前に、この件に関して賛否が分かりますので、ぜひやっていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） それでは、暫時休憩をいたします。

ただ今より、議会運営委員会を開きます。

午前11時19分 休 憩

午前11時40分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から採決をいたします。

市議会議案第5号「教職員不足を解消する施策の拡充を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第5号について、原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立多数であります。

よって、市議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第6号「安全保障関連法案の制定の中止を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第6号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第6号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第6号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、武藤 清君。

（12番 武藤 清君登壇）

○12番（武藤 清君） 市議会議案第6号「安全保障関連法案の制定の中止を求める意見書の提出について」につきまして提案理由を申し述べたいと思います。

安倍政権は、「集団的自衛権」の行使を認める「安全保障関連法案」を今国会に提出し、会期を大幅延長して法案の成立を図ろうとしております。

日本国憲法第9条は、「戦争をしない」「戦力を持たない」ことを定めておりますが、これまでの政府は、憲法第9条を解釈することで、日本が攻撃を受けた場合の「個別的自衛権」の

行使は認めてきたところですが、日本が攻撃をされていないのに他国と一緒に戦う「集団的自衛権」の行使は、憲法上許されないとして認めることはなかった。ところが、安倍政権は、「安全保障環境が変容した」として、これまでの憲法解釈を変更して、昨年7月閣議決定をし、「集団的自衛権」の行使容認に踏み切ったところであります。「集団的自衛権」の行使を認めるということは、日本が海外で戦争できる国になるということであり、平和国家として歩んできた国のあり方が根本から変わることとなります。

この「安全保障関連法案」に対して、憲法学者を中心に「憲法違反」の法案という声が大きく広がり、法律家や日本弁護士連合会などからも批判の声が相次いでいるところであります。衆議院の憲法審査会では、自民党推薦を含む参考人の憲法学者3人全員が、安全保障関連法案を「違憲である」と断じたところであります。また、高知市で開かれた衆議院の憲法審査会の地方公聴会におきましても、意見陳述者の6人中5人が法案については「違憲」あるいは否定的な意見を述べております。法案そのものの「違憲性」が大きな問題になっているところであります。

また、法案審議の手續の上でも、安倍首相が国会へ法案を提出する前にアメリカ議会で「夏までの法案成立」を約束したり、中谷防衛相が「憲法を法案に適合させた」と答弁をするなど、国会軽視と立憲主義・法治主義を無視した民主政治の原則を踏み外す対応や運営が行われていることも大きな問題として指摘をされているところであります。

マスコミの世論調査によりますと、この「安全保障関連法案」は、「違憲である」、また「今国会での成立に反対」という声が6割に達し、さらに法案は「説明不足」だと感じている人は実に8割にも及んでいるところであります。

法案の内容が憲法に違反し、立憲主義や法治主義などの民主政治の原則にも反し、さらに国民からも説明不足が指摘をされている「安全保障関連法案」は、会期を延長したとしても、今国会での採決には無理がある。国民的な議論と慎重審議を期するため、今国会での「安全保障関連法案」の制定を中止をされるよう強く要望をするものであります。

以上が、提案理由でありますけれど、1点、皆さんに補足としてご報告をしておきたいと思うところであります。

と言いますのは、先日、NHKのBS、世界のドキュメンタリーという放送がありまして、たまたま見たところですが、それはドイツにおける日本と同じような経緯があった。その放送があったところがございます。

内容は、日本が湾岸戦争のときに、憲法9条がありますから、人員派遣はせずに億ドルという単位の戦争の資金を提供しました。ところが、アメリカはそれ大変不服で批判があったところでありますけれども、ドイツも同じようにその基本法の第87a条というのがあるようでし

て、これは日本と同じように第2次大戦の教訓としまして、海外の派兵はしないという原則があって、それに基づいてドイツも湾岸戦争のときに、金は出したけれども派兵はしないということがあったようでありました。その時点で、アメリカから同じように小切手外交として非難をされた。そういう経過があって、派兵をせずに金で済ませたということがあったようでありますが、その後、派兵を同じように閣議の決定をして派兵を1,500人やったという経過があります。結果として55人が戦死をした。もう1点は、アフガニスタンにありますドイツ軍の基地のガソリンを積むタンクローリー車2台がタリバンに強奪をされまして、その情報が現地の基地のドイツ司令官のほうに、そのガソリンをもって基地が襲撃をされるという情報が入ったところではありますが、現実には強奪をしたその2台のタンクローリー車というのは、川のぬかるみにはまり込んで、にっちもさっちもいなくなっていて、現地の住民に声をかえて、そのガソリンを皆さんに配給をしたという経過があったところですが、それをドイツ司令官が違う情報を得て、アメリカの空軍に頼んで空爆をして、結果としてタリバン兵士が69人亡くなって、民間人も30人が命を落とした。こういう経過があったということでもあります。

怖いと思いますのは、安倍総理が、「私が総理大臣であるから、さまざまな情報を細かく分析して間違いないところで対応する。」私が総理大臣ということは何回も言っておりますけれども、そんなようなことで現場の戦争というのはとんでもない方向に進んでいく、そういう閣議決定が昨年あったということでもありますから、ぜひとも今回のこの意見書提出につきましては、議員の皆さんもご賛同いただきますように、ご提案申し上げ、お願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第6号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第6号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第6号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1 番、田中耕之郎君。

(1 番 田中耕之郎君登壇)

○1 番(田中耕之郎君) 皆さん、こんにちは。清友会の田中耕之郎です。

私は、安全保障関連法案の制定の中止を求める意見書について、反対の立場で討論を行わせていただきます。

安全保障関連法案の制定の必要性について、私の考えは、いつの時代であれ、争い事が起き、その時代とともに自国を守る方法が変化していると思っております。

軍の近代化が進む今日では、一昔前まで脅威でなかった国が、軍事力の強化を図り、力をつけ、いまやその力を使い、国防力の低い国に対して強引なやり方で領土問題を一方的に進めるなどしている事実があり、国によっては他国に領土を占領された例もあります。

戦争がなければ一番いいと思います。しかし、日本がいくら平和国家といっても、他国が攻めてこない保証はありません。現に尖閣諸島で起きた問題は、皆様もご承知のことだと思います。

また、航空自衛隊のスクランブル発進は、平成16年度、こちらは141回に対しまして、平成26年度には943回と急増しております。それはまさしく日本の国防環境の変化ではないでしょうか。他国が日本に攻めてこないように、抑止力をさらに強化しなければ、力の均衡が保てないと考えています。

外交力を維持し高めるためにも、国防力は欠かせません。最終的に日本国民の生活に影響が出ないようにしなければなりません。いうなれば、日本国民の命、権利を守っていくための法案であり、決して他国と戦争をするものではないと思っております。

自衛を目的とする法案を反対するのは私はいかがかと考えております。日本が侵略され、国民の命、権利を奪われてもよいのでしょうか。私は若者の1人として、侵略する国になってはならないし、我が国が他国から侵略される国であってはならないと考えております。

ゆえに、自衛の抑止力は必要であり、安全保障関連法案は、日本国民を守るための法案だと考えています。いつ起きるかもしれない事柄について、スピード感をもって取り組むことは当然あり、国会で日本を守るという観点で、しっかりと議論を深めていただきたいと思っております。

よって、私は、安全保障関連法案の制定の中止を求める意見書につきまして、反対をさせていただきます。

○議長(永野裕夫君) 続いて、討論の通告がありますので、発言を許します。

4 番、前田 晃君。

(4番 前田 晃君登壇)

○4番(前田 晃君) 日本共産党の前田 晃です。

私は、市議会議案第6号「安全保障関連法案の制定の中止を求める意見書の提出について」に賛成の立場で討論を行います。

安倍政権が今国会に提出している安全保障関連法案、すなわち、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案は、いずれも平和の名を冠していますが、その内容は平和とは、全く正反対で、憲法9条を壊し、日本を戦争する国につくりかえる戦争法案そのものとなっています。この法案には、平和国家としての日本の国のあり方を根本から変える大きな問題があります。それは日本が攻撃を受けていない場合でも、集団的自衛権を発動して、アメリカと一緒に海外で戦争できるようになるという問題です。

この法案によれば、世界のどこであれ、アメリカが戦争を始めたら、自衛隊はその戦闘地域まで行くこととなります。これまで自衛隊は、アメリカの引き起こしたアフガン戦争やイラク戦争などに派遣されてきましたけれども、憲法9条のもとで戦闘地域には行かない、武力行使はしないという歯どめがかけられていました。

ところが、今回の法案では、この歯どめを外し、自衛隊が戦闘地域まで行って、しかも米軍の軍事支援、後方支援ができるようになっていきます。戦闘地域まで行ってアメリカ軍の応援をすれば、当然、相手から攻撃を受け、自衛隊は戦闘に巻き込まれてしまいます。そうすると、戦死者も出ることでしょう。戦争で真っ先に犠牲になるのは未来ある若者たちです。本市の若者も決して例外ではありません。殺し殺される戦場に本市の若者を絶対に送ってはなりません。

憲法9条は、戦力を持たないこと、そして他国と戦争しないことをはっきりと宣言をしています。いつでも、どこでも、アメリカのどんな戦争にも、自衛隊が参戦できるようになる、安全保障関連法案は、明らかに憲法違反であり、認められるものではありません。

北東アジアには、尖閣問題や北朝鮮問題などの紛争と緊張の火種があります。しかし、安倍政権のように、何でも軍事で対抗すれば、軍事対軍事の悪循環に陥ってしまいます。軍事の抑止力で平和が保てないことは、既に歴史が証明をしています。

今、大切なのは、冷静な外交交渉や平和交渉によって問題を解決する外交戦略です。戦後70年間、一度も他国と戦争しなかった事実が示すように、憲法9条こそ、最大の抑止力です。憲法9条を生かした平和外交こそ、今、最も求められています。

憲法は国の最高法規であり、かつ権力を縛る決まりです。時の政権の都合によって勝手に憲法を読みかえたり、憲法に反する法律をつくることは許されません。

安全保障関連法案は、その内容が憲法違反であるとともに、民主政治の原則である立憲主義や法治主義にも反しています。

国民への説明も不十分であり、時間をかけた国民的な論議と慎重な審議が必要です。

私は、憲法9条の平和主義の原点に立ち返るために、今国会での安全保障関連法案の制定の中止を強く求めるものです。

以上の理由によりまして、市議会議案第6号への賛成の意思を表明しまして、賛成討論とします。

○議長（永野裕夫君） 続いて、討論の通告がありますので、発言を許します。

11番、仲田 強君。

（11番 仲田 強君登壇）

○11番（仲田 強君） 市議会議案第6号「安全保障関連法案の制定の中止を求める意見書の提出について」に対する反対の立場で討論を行います。

現在、国会で論議されています平和安全法制の関連法案は、平成26年7月1日の閣議決定を踏まえて、今国会に提出された国際支援法案や自衛隊法の改正、周辺事態法の改正と、我が国の平和と安全を守るための法律の整備をしようと議論が進められています。

申すまでもありませんが、我が国並びに国際社会の平和と安全を守るために、最も大切なことは、紛争を未然に防止する外交努力であります。

提出された意見書では、集団的自衛権の行使を認めるということは、日本が海外で戦争できる国になるということであり、平和国家として歩んできた国のあり方が根本から変わることになると述べていますが、抑止力の備えと国際協力の仕組みが必要とされている現状の認識の甘さを示すものであり、他国の防衛それ自体を目的とする集団的自衛権は、今後もそれ自体を認めないという正しい認識と専守防衛の基本姿勢をいささかも変更していない自衛の措置での武力行使の新三要件や、自衛隊派遣の三原則などについて無理解であると思います。

また、法案そのものの違憲性を述べられています。これまでの政府見解の中で、最も論理的に詳細に論じていると言われている見解が1972年、昭和47年の内閣法制局の見解であり、国民の基本的な人権が外国の武力行使によって根底から覆される急迫不正の事態には、その権利を守るためには自衛の措置をとることが憲法上許されるという見解であります。

この昭和47年の政府見解では、集団的自衛権については、政府は他の国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと結論づけています。

ここで示された政府見解でいうところの集団的自衛権の定義とは、国連憲章51条の集団的自衛権のことです。

さらに言うと、この定義は他国に行って、他国を守ることを目的とした集団的自衛権をも含む、最大限の集団的自衛権、いわゆるフルサイズの集団的自衛権のことです。

この政府見解は、他国の防衛を目的とした集団的自衛権をも含むフルサイズの集団的自衛権は許されないと断言しているのではありません。

ですから、自衛隊の武力行使については、自国防衛の自衛の措置に限って許され、専ら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使はできないとする、政府の憲法9条解釈の根幹は維持されています。しかも、今回の国際社会の平和と安全のための法整備において、何より重要だったことは、公明党が提起した自衛隊派遣の三原則であります。国連の決議、国会の事前承認、自衛隊の安全確保ということであり、このことにより、自衛隊を簡単に海外派遣できない状況をつくり上げたわけであり、自衛隊の派遣に際して、大きな歯どめがかけられているということでもあります。

自衛隊が海外に行こうとしても簡単には行けない。ましてや戦闘に参加するなどということは全くもってできないという状況をつくり上げたということでもあります。

よって、提案された意見書は、平和安全法制の関連法案についての誤解から正しい認識がされておらず、賛同できません。

以上、反対討論といたします。

○議長（永野裕夫君） 続いて、討論の通告がありますので、発言を許します。

6番、森 一美君。

（6番 森 一美君登壇）

○6番（森 一美君） こんにちは。清友会の森でございます。

私は、安全保障関連法案の制定の中止を求める意見書案について、反対の立場から討論させていただきます。

私は、さきの集団的自衛権に反対する意見書が出されたときにも申しましたけれど、今の日本はこの地位と幸せ、そして国民の生命・身体・財産は憲法により守られているとは認識しておりますし、今後、攻めてこられないことを願っているばかりです。

しかし、時代は相当変わっております。何が起きるかわかりません。今、アメリカに守ってもらおうということだけでいいのでしょうか。もし、他国において有事が発生したときに、どのようにしたら日本国を守り、国民の生命・身体・財産を守れるかということをはっきり示されるべきであると思っております。

自分の身の安全だけを考える時代というのは、終わってしまったのではないのでしょうか。友好国がお互いに、お互いの国の安全、国民のために考えていけるような時代になっていると私は思っております。

もし、国がなくなれば国民はありません。国民がいなくなれば国はありません。当然のことです。個別的自衛権や警察権のみで、自国民及び自国の安全を守り切れない場合、どういふ

うにするのでしょうか。日本国及び国民の安全を守っていける法整備が早急になされるべきだ  
とっておりますので、この意見書には反対いたします。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第6号「安全保障関連法案の制定の中止を求める意見書の提出について」を採決  
いたします。

市議会議案第6号について、原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立少数であります。

よって、市議会議案第6号は否決と決しました。

ただ今、市議会議案第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」の議案  
が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第7号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第7号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第7号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、武藤 清君。

（12番 武藤 清君登壇）

○12番（武藤 清君） 「地方財政の充実・強化を求める意見書案」

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交  
通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、  
新たな政策課題に直面をしております。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっております。



公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減に向けた議論が進められております。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかなです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとして社会保障予算の実現、地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

#### 記

- 1、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。
- 2、子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
- 3、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減、急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。
- 4、法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分に検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように、対応を図ること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 5、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振りかえること。
- 6、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じる

こと。

以上、意見書を提出したいと思います。よろしくご賛同をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第7号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第7号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第7号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第7号について、原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、市議会議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第3、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、決定されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 大変ご苦勞様でした。6月会議終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今議会でご提案申し上げました全ての議案につきまして、全会一致で可決をいただき、まことにありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

なお、質問戦を通じまして、ご指摘、ご提言をいただきました事項につきましては、今後の職務執行の中で誠実に取り組んでまいりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

また、会議初日におきまして、四国市議会議長会より、武藤 清議員、永野裕夫議員、西原強志議員、岡崎宣男議員、小川豊治議員、森 一美議員がそれぞれ表彰を受けられました。心よりお喜びを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

さて、ご案内のとおり、7月17日から開催される夏季大学講座は、今年で50回目という大変大きな節目の年に当たります。このことは半世紀の長きにわたり、市民の皆様の変わらぬご支援、ご協力のたまものと深く感謝しているところでありますが、今年はふるさと講師として、株式会社日本トリム、森澤紳勝社長をはじめ、各界のすぐれた講師を招き、例年に増してよりパワーアップした夏季講座となりました。ぜひ、市民の皆様の心豊かな学習の場として、積極的に活用していただきたいと思います。

さらに、いよいよ梅雨明けを間近に控えまして、本格的な夏のシーズンを迎えますが、8月1日には、恒例であります市民祭あしずり祭りも開催されます。どうか議員の皆様方には、健康に十分留意をされまして、市勢発展のために今後ともご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではありますが、6月会議終了に当たってのご挨拶とさせていただきます。ご苦勞様でした。(拍手)

○議長(永野裕夫君) これをもちまして、平成27年土佐清水市議会定例会6月会議を終了いたします。

なお、傍聴席の皆さん、最後まで定例会の傍聴、本当にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後 0時18分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員